

報告第 10 号

令和元年度伊賀市水道事業会計予算事故繰越しについて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

令和元年度伊賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
1 水道事業費用	1 営業費用	滝川ダム維持管理負担金	円 1,257,054	円 542,596	円 714,458	円 0	円 0	円 714,458	円 0	円 0	滝川ダム管理用制御処理設備の更新について、機器の仕様整理に不測の日数を要したため